

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（202）」
2. 日時：平成29年7月4日 13時30分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階企画課横 会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、近田安全審査官、伊藤安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 炉心・燃料サイクルグループマネージャー（他10名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性（重大事故等対処設備）及び技術的能力に係る審査基準への適合性について資料が提出され、説明がなされた。これに対し、原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却のための設備>

- 監視設備について、設置許可基準 54条解釈4a)の要求である「燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲」を明確に整理した上で説明した資料を提示すること。
- 監視設備の「使用済燃料プール水位・温度（SA広域）」の説明にて、SA環境条件を踏まえて「ガイドパルス式」を選定した理由について整理して説明した資料を提示すること。
- サイフォンブレーカについては、既設のサイフォンブレーク用配管へ新たに「静的サイフォンブレーカ」を追設する理由及び配置、容量等について整理して説明した資料を提示すること。またサイフォンブレーク用配管がっていない配管に対する考え方を補足すること。

<1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却のための手順等>

- 「SFPから大量の水が漏えいし水位維持できない場合の未臨界性」の説明について、ボロン添加SUS製ラックの機能劣化、地震によるSFPラックピッチに与える影響等を含めて整理して説明した資料を提示すること。
- 可搬型代替燃料プール注水系による使用済燃料プールへのスプレイ手順では、プールに対するスプレイ範囲の適切性及び可搬型スプレイノズル3台の配置について整理して説明した資料を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合状況について